

学費保証サービスの保証規定

セブ島留学センターが提供する学費保証サービスは、日常的な状況下において語学学校の完全倒産時に、残りの研修期間または学費を保証するものです。当サービスは平常時において、経営が不安定な語学学校を紹介しないよう努めるという趣旨のものとなり、保証対象には以下の規定、免責事項があります。事前にご了承くださいますようお願い申し上げます。

<第1条>

学校側の完全倒産により留学プログラムの継続が不可能となった場合、当社が学校の倒産を確認した日から残存研修期間を保証し、研修継続のために、他校での研修期間を保証するものとします。倒産を確認した日とは、その語学学校の所在国において、語学学校を運営する法人また個人が公式的な閉校手続きを完了した日のことを指します。

<第2条>

学費保証サービスを適用し、研修期間の保証を受ける場合、変更後の語学学校における授業時間、コース内容、お部屋タイプ、留学時期等は異なる場合があります。変更が不可能となった場合、残存期間の学費を返金にて保証するものとします。ただし留学時期を変更し語学学校の変更が可能となる場合、そちらを優先するものとします。

<第3条>

学費保証は学費（授業料）のみを対象とします。滞在にかかる一切の費用及び入学金、SSP 費用、航空券代金、旅行保険料、現地諸経費等の学費以外に関わる全ての費用は保証対象外とします。

<第4条>

長期的な学校の経営状態についてはその不確実性を考慮し、当サービスの有効期限は、最初の留学出発日から起算し6ヶ月以内とします。一切の事由にかかわらず、一時的な休校、閉校の影響を受ける場合においても、有効期限は最初の留学出発日から起算し、6ヶ月以内とします。

<第5条>

地震や水害等の天変地異、疫病、パンデミック（流行病）、戦争テロ、校内事故の影響による完全倒産及び一時閉校、フィリピンの祝日事情、学校からの退学処置、ストライキ等による授業停止等につきましては免責事項となり、保証対象外とします。

<第6条>

期間変更、キャンセルにつきましては、弊社の申込規約が優先されるものとします。

<第7条>

手続きの不備や申し込み内容の誤りによって発生する損失等は保証対象外とします。

<第8条>

第1条の保証を適用時、お客様の学校への債権は当社に移譲するものとします。